

## 犬山市災害時協力井戸登録事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による災害の発生時（以下「災害時」という。）において市民等（災害の復旧等に係る活動に従事している者を含む。以下同じ。）の生活の用に供する水（飲料水及び調理に使用される水を除く。以下「生活用水」という。）を確保するための井戸（以下「災害時協力井戸」という。）を登録する犬山市災害時協力井戸登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 井戸水を汲み上げるための電動式又は手動式のポンプ、つるべ等があること。
- (3) 井戸枠等があり安全に使用できること。
- (4) 災害時において、市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されていること。
- (5) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (6) 井戸の周囲に水を汚染するものがないこと。
- (7) 市民等に広く周知できるよう井戸の所在地及び管理者の氏名を公表できること。

### (登録の申請)

第3条 所有者等は、災害時協力井戸としての登録を受けようとするときは、犬山市災害時協力井戸登録申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、そ

の可否を決定したときは、犬山市災害時協力井戸登録結果通知書（様式第2）により当該申請をした所有者等に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、災害時協力井戸として登録することを決定したときは、別に定める登録標識及び井戸水の提供に必要な備品（以下「登録標識等」という。）を当該決定に係る通知を受けた所有者等（以下「登録者」という。）に交付するものとする。

（登録者の責務）

第5条 登録者は、災害時においては、市民等が災害時協力井戸を円滑に利用できるよう努めるものとする。

- 2 登録者は、前条第2項の登録標識を適切に管理し、災害時協力井戸の周辺等見やすい場所に掲示しなければならない。

（公表等）

第6条 市長は、災害時に市民等が災害時協力井戸を活用できるように登録した災害時協力井戸の所在地及び管理者の氏名の公表を行うものとする。

- 2 市長は、災害時協力井戸を利用する市民等に対し、この要綱による事業の目的に反する利用をしないよう周知するものとする。

（登録期間）

第7条 災害時協力井戸の登録期間は、無期限とする。

（登録内容の変更）

第8条 登録者は、登録内容に変更があったときは、犬山市災害時協力井戸登録内容変更届出書（様式第3）により市長に届け出るものとする。

（登録の取消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から犬山市災害時協力井戸登録取消申出書（様式第4）により災害時協力井戸の登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市災害時協力井戸登録取消通知書（様式第5）により、登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、第4条第2項の規定により交付を受けた登録標識等を市長に返還しなければならない。

（維持管理）

第10条 災害時協力井戸の維持管理は、登録者の責任とし、市は井戸に関する設備の修繕、水質検査等を行わないものとする。

（損害賠償）

第11条 災害時協力井戸の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市及び登録者は、その責を負わない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

犬山市災害時協力井戸登録申請書

年 月 日

犬山市長

災害時協力井戸として登録を受けたいので、犬山市災害時協力井戸登録事業実施要綱第3条の規定により申請します。

なお、登録に当たっては、以下の協力事項について同意します。

申請者	ふりがな 氏名	
	住所	
	連絡先	
井戸の所在地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所とは別の場所（下欄に所在地を記入してください。）	
	犬山市	
井戸の管理者	※ 井戸の所有者と管理者が異なる場合にご記入ください	
汲み上げ方式	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ式	

【協力事項】

- 1 可能な範囲内での災害時における市民等への井戸水（生活用水）の無償提供を行うこと。
- 2 市が行う災害時協力井戸に関する次の情報の公表を了承すること。

・公開する情報の種類  
井戸の所在地、井戸の管理者

様式第2（第4条関係）

犬山市災害時協力井戸登録結果通知書

第 号  
年 月 日

様

犬山市長 ⑩

年 月 日付で申請のあった犬山市災害時協力井戸の登録について、犬山市災害時協力井戸登録事業実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

申請者	
井戸の管理者	
井戸の所在地	犬山市
結果	<input type="checkbox"/> 登録 登録番号： <input type="checkbox"/> 登録不可 (理由： )

様式第3（第8条関係）

犬山市災害時協力井戸登録内容変更届出書

年 月 日

犬山市長

次の災害時協力井戸について登録内容を変更したいので、犬山市災害時協力井戸登録事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

登録番号		
届出者	ふりがな 氏名	
	住所	
	連絡先	
井戸の所在地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所とは別の場所（下欄に所在地を記入してください。）	
	犬山市	
井戸の管理者	※ 井戸の所有者と管理者が異なる場合にご記入ください	
汲み上げ方式	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ式	

【記入上の留意事項等】

- ・登録番号、届出者は必ずご記入ください。
- ・変更内容については変更された項目のみご記入ください。

様式第4（第9条関係）

犬山市災害時協力井戸登録取消申出書

年 月 日

犬山市長

災害時協力井戸の登録を取り消したいので、犬山市災害時協力井戸登録事業実施要綱第9条第1項第1号の規定により申し出ます。

登録番号		
申請者	ふりがな 氏名	
	住所	
	連絡先	
井戸の管理者	※ 井戸の所有者と管理者が異なる場合にご記入ください	
汲み上げ方式	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ式	
取消理由		

様式第 5 （第 9 条関係）

犬山市災害時協力井戸登録取消通知書

第 号  
年 月 日

様

犬山市長 ⑩

災害時協力井戸として登録していた下記の井戸について、その登録を取り消したので、犬山市災害時協力井戸登録事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 申請者

1. 登録を取り消した井戸 登録番号：  
（井戸の所在地： ）

1. 取消の理由

※市が交付した登録標識等を返却してください。